

生食発 0207 第 2 号
平成 31 年 2 月 7 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 26 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬クロルフルアズロン、農薬クロルメコート、農薬及び動物用医薬品スピノサド、農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン、農薬ピリベンカルブ並びに農薬メタラキシル及びメフェノキサムについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

第 2 適用期日

告示日から適用すること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示の日から起算して 6 月を経過する日までの間は、なお従前の例によること。

農薬等	食品
-----	----

クローフルアズロン	<p>米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス、牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>
クロールメコート	米（玄米をいう。）、とうもろこし、そば、その他の穀類、

	<p>大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の脂肪、その他の陸棲哺乳類<small>せい</small>に属する動物の脂肪及び乳</p>
スピノサド	<p>だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、すいか、メロン類果実、まくわうり及びその他のスパイス</p>
テフルベンズロン	<p>米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、ばれいしょ、かんしょ、てんさい、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、チンゲンサイ、カリフラワー、ブ</p>

	<p>ッコリー、アスパラガス、ピーマン、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、マッシュルーム、みかん、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）及びぶどう</p>
メタラキシル及びメフェノキサム	<p>すいか、パッションフルーツ、鶏の腎臓及びその他の家きんの腎臓</p>

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- (2) 今回残留基準値を設定するクロルフルアズロンとは、クロルフルアズロンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) 今回残留基準値を設定するクロルメコートとは、クロルメコートクロリドのみとする。今回の改正に当たり、残留基準の規制対象に変更はない。
- (4) 「小麦粉（全粉粒に限る。）」、「小麦粉（全粉粒を除く。）」及び「小麦ふすま」に設定されているクロルメコートの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「小麦粉（全粉粒に限る。）」、「小麦粉（全粉粒を除く。）」及び「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (5) 「ライ麦粉（全粉粒に限る。）」及び「ライ麦粉（全粉粒を除く。）」に設定されているクロルメコートの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「ライ麦粉（全粉粒に限る。）」及び「ライ麦粉（全粉粒を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ライ麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (6) 「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているクロルメコートの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「なたね」の残留基準値への適・不適を確認する。

- (7) 今回残留基準値を設定するスピノサドとは、スピノシンA及びスピノシンDの和とする。なお、改正前の規制対象は、スピノサドのみである。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (8) 「小麦ふすま」に設定されているスピノサドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (9) 「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているスピノサドの残留基準値については、これらを統合し、「綿実油」として残留基準値を設定する。
- (10) 今回残留基準値を設定するテフルベンズロンとは、テフルベンズロンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (11) 今回残留基準値を設定するピリベンカルブとは、農産物にあつてはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル(Z)-[2-クロロ-5-(1-[(6-メチルピリジン-2-イル)メトキシ]イミノ}エチル)ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和とし、魚介類にあつてはピリベンカルブのみとする。なお、改正前の規制対象は、農産物にあつてはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル=[2-クロロ-5-(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和であり、魚介類にあつてはピリベンカルブのみである。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (12) 今回残留基準値を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物及び魚介類にあつてはメタラキシル（メタラキシルMを含む）とし、畜産物にあつてはメタラキシル（メタラキシルMを含む）及び加水分解により2,6-ジメチルアニリンに変換される代謝物をメタラキシルに換算したものの和とする。なお、改正前の規制対象は、農産物及び魚介類にあつてはメタラキシル及びメフェノキサムであり、畜産物にあつてはメタラキシル、メフェノキサム及び2-[(2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸をメタラキシル及びメフェノキサムに換算したものの和である。今回の改正に当たり、農産物及び魚介類については残留の規制対象に変更はない。また、メフェノキサムは、メタラキシルMの別名である。
- (13) 「乳」に設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの残留の規制対象が変更となるため、告示の日から起算して6月を経過する日までの間は、なお従前の例によることとする。

- (14) 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。
なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (15) 「その他のスパイス（種子を除く。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」に設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの残留基準値については、これらを統合し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬クロルフルアズロン、農薬クロルメコート、農薬及び動物用医薬品スピノサド、農薬ピリベンカルブ並びに農薬メタラキシル及びメフェノキサムに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬クロルフルアズロン（殺虫剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類	●	0.05
大豆	● 0.2	1.0
小豆類	●	1.0
えんどう	●	1.0
そら豆	●	1.0
らっかせい	●	1.0
その他の豆類	●	1.0
ばれいしょ	●	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.1
かんしょ	● 0.05	0.1
やまいも（長いものをいう。）	● 0.05	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.03	2.0
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.7	2.0
かぶ類の根	●	2.0
かぶ類の葉	●	2.0
西洋わさび	●	2.0
クレソン	●	2.0
はくさい	● 0.3	2.0
キャベツ	● 0.1	2.0
芽キャベツ	●	2.0
ケール	●	2.0
こまつな	●	2.0
きょうな	●	2.0
チンゲンサイ	●	2.0
カリフラワー	● 0.3	2.0
ブロッコリー	● 0.2	2.0
その他のあぶらな科野菜	●	2.0

農薬クロルフルアズロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
ごぼう	●	2.0
サルシフィー	●	2.0
アーティチョーク	●	2.0
チコリ	●	2.0
エンダイブ	●	2.0
しゅんぎく	●	2.0
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 2	2.0
その他のきく科野菜	● 1	2.0
たまねぎ	●	2.0
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.5	2.0
にんにく	●	2.0
にら	●	2.0
アスパラガス	●	2.0
わけぎ	● 0.3	2.0
その他のゆり科野菜	●	2.0
にんじん	●	2.0
パースニップ	●	2.0
パセリ	●	2.0
セロリ	●	2.0
みつば	●	2.0
その他のせり科野菜	●	2.0
トマト	● 1	2.0
ピーマン	● 1	2.0
なす	● 0.5	2.0
その他のなす科野菜	○ 2	2.0
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	2.0
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	2.0
しろうり	●	2.0
すいか	● 0.05	2.0
メロン類果実	● 0.05	2.0
まくわうり	●	2.0
その他のうり科野菜	●	2.0
ほうれんそう	●	2.0
たけのこ	●	2.0
オクラ	● 0.5	2.0
しょうが	●	2.0
未成熟えんどう	● 0.7	2.0
未成熟いんげん	○ 2	2.0
えだまめ	● 1	2.0

農薬クロルフルアズロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
マッシュルーム	●	2.0
しいたけ	●	2.0
その他のきのこ類	●	2.0
その他の野菜	○ 2	2.0
みかん	●	2.0
なつみかんの果実全体	●	2.0
レモン	●	2.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	2.0
グレープフルーツ	●	2.0
ライム	●	2.0
その他のかんきつ類果実	●	2.0
りんご	○ 2	2.0
日本なし	● 0.8	2.0
西洋なし	● 0.8	2.0
マルメロ	●	2.0
びわ	●	2.0
もも	● 0.05	2.0
ネクタリン	●	2.0
あんず（アプリコットを含む。）	●	2.0
すもも（プルーンを含む。）	●	2.0
うめ	●	2.0
おうとう（チェリーを含む。）	● 0.5	2.0
いちご	● 0.5	2.0
ラズベリー	●	2.0
ブラックベリー	●	2.0
ブルーベリー	●	2.0
クランベリー	●	2.0
ハuckleベリー	●	2.0
その他のベリー類果実	●	2.0
ぶどう	● 1	2.0
かき	● 0.5	2.0
バナナ	●	2.0
キウイ	●	2.0
パパイヤ	●	2.0
アボカド	●	2.0
パイナップル	●	2.0
グアバ	●	2.0
マンゴー	●	2.0
パッションフルーツ	●	2.0
なつめやし	●	2.0

農薬クロルフルアズロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の果実	●	2.0
ひまわりの種子	●	2.0
ごまの種子	●	2.0
べにばなの種子	●	2.0
綿実	●	2.0
なたね	●	2.0
その他のオイルシード	●	2.0
ぎんなん	●	2.0
くり	●	2.0
ペカン	●	2.0
アーモンド	●	2.0
くるみ	●	2.0
その他のナッツ類	●	2.0
茶	10	10
コーヒー豆	●	0.05
カカオ豆	●	0.05
ホップ	●	0.05
その他のスパイス	●	2
その他のハーブ	2	2
牛の筋肉	● 0.02	0.1
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	● 0.4	1
豚の脂肪	○ 0.4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.4	
牛の肝臓	● 0.03	0.1
豚の肝臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.03	
牛の腎臓	● 0.02	0.1
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	● 0.03	0.1
豚の食用部分	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.03	
乳	● 0.03	0.1
鶏の筋肉	● 0.02	0.1
その他の家きんの筋肉	● 0.02	0.1
鶏の脂肪	● 0.2	1

農薬クロルフルアズロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの脂肪	● 0.2	1
鶏の肝臓	● 0.02	0.1
その他の家きんの肝臓	● 0.02	0.1
鶏の腎臓	● 0.02	0.1
その他の家きんの腎臓	● 0.02	0.1
鶏の食用部分	● 0.02	0.1
その他の家きんの食用部分	● 0.02	0.1
鶏の卵	● 0.02	0.2
その他の家きんの卵	● 0.02	0.2

農薬クロルメコート（植物成長調整剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	●	0.05
小麦	○ 10	5
大麦	○ 3	0.5
ライ麦	○ 8	5
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類	● 6	10
大豆	●	0.1
小豆類	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.1
その他の豆類	●	0.05
ばれいしょ	●	10
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも（長いもをいう。）	●	0.05
こんにゃくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05

農薬クロルメコート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	3
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	●	0.05
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	●	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.05
その他のなす科野菜	●	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.05
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.05

農薬クロルメコート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
その他のうり科野菜	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	10
しいたけ	●	10
その他のきのこ類	●	10
その他の野菜	●	0.05
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	3
西洋なし	● 0.07	3
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.05
すもも（プルーンを含む。）	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう（チェリーを含む。）	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	● 0.05	1

農薬クロルメコート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	2
その他の果実	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	○ 0.6	0.5
なたね	●	5
その他のオイルシード	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類	●	0.1
茶	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	●	3
牛の筋肉	○ 0.3	0.2
豚の筋肉	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.3	0.2
牛の脂肪	● 0.1	0.2
豚の脂肪	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.1	0.2
牛の肝臓	○ 1	0.1
豚の肝臓	○ 1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 1	0.1
牛の腎臓	○ 1	0.5
豚の腎臓	○ 1	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	0.5
牛の食用部分	○ 1	0.3

農薬クロルメコート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の食用部分	○ 1	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	0.3
乳	● 0.4	0.5
鶏の筋肉	○ 0.05	0.04
その他の家きんの筋肉	○ 0.05	0.04
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.1	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.1	0.1
その他の家きんの卵	0.1	0.1
小麦粉（全粉粒に限る。）		5
小麦粉（全粉粒を除く。）		2
小麦ふすま		10
ライ麦粉（全粉粒に限る。）		4
ライ麦粉（全粉粒を除く。）		3
ライ麦ふすま	○ 26	10
なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.1

農薬及び動物用医薬品スピノサド（殺虫剤、外部寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
小麦	2	2
大麦	2	2
ライ麦	1	1
とうもろこし	2	2
そば	1	1
その他の穀類	1	1
大豆	0.02	0.02
小豆類	0.02	0.02
えんどう	0.02	0.02

農薬及び動物用医薬品スピノサド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
そら豆	0.02	0.02
らっかせい	0.02	0.02
その他の豆類	0.02	0.02
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
やまいも（長いものをいう。）	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
てんさい	0.06	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.1	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	0.1	0.1
かぶ類の葉	10	10
西洋わさび	0.1	0.1
クレソン	10	10
はくさい	○ 10	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	10	10
こまつな	10	10
きょうな	10	10
チンゲンサイ	○ 10	2
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 10	2
ごぼう	0.1	0.1
サルシフィー	0.1	0.1
アーティチョーク	0.3	0.3
チコリ	10	10
エンダイブ	10	10
しゅんぎく	10	10
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	10	10
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	4	4
にんにく	○ 0.1	
にら	5	5
アスパラガス	0.5	0.5
わけぎ	1	1
その他のゆり科野菜	○ 4	0.3

農薬及び動物用医薬品スピノサド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
にんじん	0.2	0.2
パースニップ	0.1	0.1
パセリ	8	8
セロリ	8	8
みつば	5	5
その他のせり科野菜	5	5
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	10	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか	● 0.1	0.3
メロン類果実	● 0.1	0.3
まくわうり	● 0.02	0.3
その他のうり科野菜	10	10
ほうれんそう	10	10
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 0.7	0.3
未成熟いんげん	0.3	0.3
えだまめ	0.3	0.3
その他の野菜	10	10
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.3	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.3	0.3
グレープフルーツ	0.3	0.3
ライム	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.5	0.5
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.2	0.2

農薬及び動物用医薬品スピノサド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
いちご	1	1
ラズベリー	1	1
ブラックベリー	1	1
ブルーベリー	0.4	0.4
クランベリー	○ 0.02	
ハックルベリー	0.3	0.3
その他のベリー類果実	1	1
ぶどう	0.5	0.5
バナナ	0.3	0.3
パパイヤ	0.3	0.3
アボカド	0.3	0.3
パイナップル	0.02	0.02
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	0.7	0.7
なつめやし	0.1	0.1
その他の果実	0.3	0.3
綿実	0.02	0.02
ぎんなん	○ 0.07	
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.07	0.07
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.07	0.07
茶	2	2
その他のスパイス	● 2	10
その他のハーブ	10	10
牛の筋肉	2	2
豚の筋肉	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2	2
牛の脂肪	10	10
豚の脂肪	10	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10	10
牛の肝臓	5	5
豚の肝臓	5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	5
牛の腎臓	2	2
豚の腎臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2

農薬及び動物用医薬品スピノサド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分	5	5
豚の食用部分	5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	5
乳	2	2
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	8	8
その他の家きんの脂肪	1	1
鶏の肝臓	1	1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.7	0.7
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	1	1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.5	0.5
その他の家きんの卵	0.1	0.1
小麦ふすま		2
干しぶどう	1	1
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.01
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.01
綿実油	0.01	

農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	● 0.01	0.1
そば	●	0.05
その他の穀類	●	0.05
大豆	● 0.05	0.1
ばれいしょ	●	0.1

農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
かんしょ	● 0.05	0.1
てんさい	● 0.3	0.5
さとうきび	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.05	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	1	1
はくさい	● 0.3	0.5
キャベツ	● 0.3	0.5
芽キャベツ	●	0.5
チンゲンサイ	● 0.5	1
カリフラワー	● 0.01	0.05
ブロッコリー	● 0.5	1
その他のあぶらな科野菜	1	1
ごぼう	0.1	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	1	1
その他のきく科野菜	○ 10	5
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
アスパラガス	● 0.3	1
トマト	○ 2	0.5
ピーマン	●	0.5
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	0.2	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.2
メロン類果実	○ 0.3	0.2
その他のうり科野菜	0.2	0.2
ほうれんそう	5	5
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	3	3
えだまめ	1	1
マッシュルーム	●	0.2
みかん	● 0.05	0.1
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	● 0.5	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 0.5	1

農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
グレープフルーツ	● 0.5	1
ライム	● 0.5	1
その他のかんきつ類果実	● 0.5	1
りんご	● 0.5	1
日本なし	● 0.5	1
西洋なし	● 0.5	1
マルメロ	●	1
もも	● 0.2	0.3
ネクタリン	● 0.5	1
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.3
すもも（プルーンを含む。）	●	0.3
うめ	●	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	●	0.3
いちご	1	1
ぶどう	● 0.7	1
かき	0.5	0.5
パパイヤ	○ 0.4	
ひまわりの種子	○ 0.3	
茶	20	20
コーヒー豆	0.5	0.5
その他のスパイス	5	5
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	

農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○ 0.4	

農薬ピリベンカルブ（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	0.7	0.7
大豆	0.7	0.7
小豆類	2	2
えんどう	2	2
そら豆	2	2
その他の豆類	2	2
はくさい	10	10
キャベツ	2	2
ブロッコリー	2	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20	20
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にら	10	10
アスパラガス	0.5	0.5
にんじん	0.7	0.7

農薬ピリベンカルブ（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	3	3
ピーマン	○ 2	
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.1	0.1
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	2	2
その他の野菜	5	5
みかん	0.3	0.3
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
日本なし	3	3
西洋なし	3	3
もも	0.5	0.5
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	5	5
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	5	5
ぶどう	2	2
かき	1	1
キウイー	0.2	0.2
茶	40	40
その他のスパイス	20	20
魚介類	0.04	0.04

農薬メタラキシル及びメフェノキサム（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
小麦	0.05	0.05
大麦	0.05	0.05
ライ麦	0.05	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
そば	0.05	0.05
その他の穀類	0.05	0.05
大豆	0.05	0.05
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.2	0.2
らっかせい	0.1	0.1
その他の豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.3	0.3
やまいも（長いものをいう。）	0.4	0.4
こんにゃくいも	0.3	0.3
てんさい	0.05	0.05
さとうきび	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2	2
かぶ類の根	0.3	0.3
かぶ類の葉	0.3	0.3
西洋わさび	0.2	0.2
はくさい	0.3	0.3
キャベツ	0.5	0.5
芽キャベツ	0.2	0.2
こまつな	1	1
きょうな	3	3
チンゲンサイ	2	2
カリフラワー	0.5	0.5
ブロッコリー	0.5	0.5
その他のあぶらな科野菜	0.7	0.7
ごぼう	0.05	0.05
しゅんぎく	4	4
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
その他のきく科野菜	4	4
たまねぎ	2	2
ねぎ（リーキを含む。）	0.2	0.2
にんにく	○ 3	0.5
アスパラガス	○ 0.2	0.05
わけぎ	0.2	0.2
その他のゆり科野菜	0.3	0.3

農薬メタラキシル及びメフェノキサム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
にんじん	0.4	0.4
パセリ	2	2
セロリ	4	4
みつば	2	2
その他のせり科野菜	1	1
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
すいか	● 0.1	0.2
メロン類果実	0.7	0.7
ほうれんそう	2	2
オクラ	1	1
しょうが	1	1
未成熟えんどう	0.2	0.2
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
その他の野菜	3	3
みかん	0.2	0.2
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
マルメロ	0.2	0.2
びわ	0.2	0.2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.2	0.2
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.2	0.2
いちご	7	7
ラズベリー	0.2	0.2
ブラックベリー	○ 0.7	0.2
ブルーベリー	2	2
その他のベリー類果実	○ 0.7	0.2
ぶどう	1	1
アボカド	0.2	0.2
パッションフルーツ	●	0.2

農薬メタラキシル及びメフェノキサム（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ひまわりの種子	0.05	0.05
綿実	0.05	0.05
アーモンド	0.4	0.4
くるみ	0.4	0.4
カカオ豆（外皮を含まない。）	0.2	0.2
ホップ	10	10
その他のスパイス（種子を除く。）	5	5
その他のスパイス	○ 5	5
その他のハーブ	2	2
牛の筋肉	○ 0.05	0.02
豚の筋肉	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.02
牛の脂肪	○ 0.05	0.02
豚の脂肪	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.02
牛の肝臓	○ 0.3	0.1
豚の肝臓	○ 0.3	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	0.1
牛の腎臓	○ 0.7	0.3
豚の腎臓	○ 0.7	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.7	0.3
牛の食用部分	○ 0.7	0.02
豚の食用部分	○ 0.7	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.7	0.02
乳	0.01	
鶏の筋肉	○ 0.05	0.01
その他の家きんの筋肉	○ 0.05	0.01
鶏の脂肪	○ 0.05	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.01
鶏の肝臓	○ 0.1	0.06
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.06
鶏の腎臓	● 0.1	0.2
その他の家きんの腎臓	● 0.1	0.2
鶏の食用部分	○ 0.1	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.01
鶏の卵	○ 0.05	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.01
魚介類	0.1	0.1
とうがらし（乾燥させたもの）	10	10
乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）	5	5

脚注

※○：2019年2月7日適用（規制緩和の品目）

●：2019年8月7日適用（規制強化の品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- ・ 今回残留基準値を設定するクロルフルアズロンとは、クロルフルアズロンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するクロルメコートとは、クロルメコートクロリドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 「小麦粉（全粉粒に限る。）」、「小麦粉（全粉粒を除く。）」及び「小麦ふすま」に設定されているクロルメコートの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「小麦粉（全粉粒に限る。）」、「小麦粉（全粉粒を除く。）」及び「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 「ライ麦粉（全粉粒に限る。）」及び「ライ麦粉（全粉粒を除く。）」に設定されているクロルメコートの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「ライ麦粉（全粉粒に限る。）」及び「ライ麦粉（全粉粒を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ライ麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているクロルメコートの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「なたね」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 今回残留基準値を設定するスピノサドとは、スピノシンA及びスピノシンDの和とする。なお、改正前の規制対象は、スピノサドのみである。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 「小麦ふすま」に設定されているスピノサドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。

- 「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているスピノサドの残留基準値については、これらを統合し、「綿実油」として残留基準値を設定する。
- 今回残留基準値を設定するテフルベンズロンとは、テフルベンズロンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するピリベンカルブとは、農産物にあつてはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル(Z)-[2-クロロ-5-(1-{[(6-メチルピリジン-2-イル)メトキシ]イミノ}エチル)ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和とし、魚介類にあつてはピリベンカルブのみとする。なお、改正前の規制対象は、農産物にあつてはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル=[2-クロロ-5-(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和であり、魚介類にあつてはピリベンカルブのみである。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物及び魚介類にあつてはメタラキシル（メタラキシルMを含む）とし、畜産物にあつてはメタラキシル（メタラキシルMを含む）及び加水分解により2,6-ジメチルアニリンに変換される代謝物をメタラキシルに換算したものの和とする。なお、改正前の規制対象は、農産物及び魚介類にあつてはメタラキシル及びメフェノキサムであり、畜産物にあつてはメタラキシル、メフェノキサム及び2-[2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸をメタラキシル及びメフェノキサムに換算したものの和である。今回の改正に当たり、農産物及び魚介類については残留の規制対象に変更はない。また、メフェノキサムは、メタラキシルMの別名である。
- 「乳」に設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの残留の規制対象が変更となるため、告示の日から起算して6月を経過する日までの間は、なお従前の例によることとする。
- 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 「その他のスパイス（種子を除く。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」に設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの残留基準値については、これらを統合し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- 「その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のいう。
- 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。